

## 令和 6 年 7 月 22 日付及び令和 7 年 7 月 22 日付地方税法施行規則様式改正 への対応について

(法人事業税・特別法人事業税・法人住民税)

令和 6 年 7 月 22 日及び令和 7 年 7 月 22 日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、[総務省のホームページ](#)に掲載されています。

東京都が現在公開している様式は令和 6 年 7 月 22 日施行分（令和 6 年総務省令第 71 号）を反映していますが、令和 7 年 4 月 1 日施行分（令和 6 年総務省令第 72 号）及び令和 7 年 7 月 22 日施行分（令和 7 年総務省令第 67 号）は反映されていません。

東京都では、現在、様式の改訂作業を行っていますが、改正後の様式の提供を開始するまでの間は、原則として旧様式により申告いただいて差し支えありません。

ただし下記に該当し、旧様式による申告が困難な場合は地方税法施行規則様式（上記総務省ホームページに掲載されているものと同じものです。）を使用して申告してください。

- 1 減資への対応により外形標準課税の対象となった法人が申告を行う場合  
(外形標準課税の対象見直しについては[こちら](#)をご覧ください。)
  - ・ 第 6 号様式
  - ・ 第 6 号様式（その 2）
  - ・ 第 6 号様式（その 3）
- 2 上記 1 に該当する法人が地方税法附則（以下、「法附則」といいます。）第 9 条第 14 項の規定（賃上げ促進税制）により控除を受ける場合（賃上げ促進税制に関する Q & A は[こちら](#)をご覧ください。)
  - ・ 第 6 号様式別表 5 の 2（付加価値額及び資本金等の額の計算書）
  - ・ 第 6 号様式別表 5 の 6 の 3（給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書）
- 3 電気供給業又はガス供給業を行う法人が法附則第 9 条第 19 項から第 23 項又は第 25 項の規定による控除を受けようとする場合
  - ・ 第 6 号様式別表 6（収入金額に関する計算書）
- 4 租税特別措置法第 59 条の 3 第 1 項の適用を受ける場合
  - ・ 第 6 号様式別表 5（所得金額に関する計算書）
- 5 法附則第 9 条第 26 項の規定による控除を受ける場合
  - ・ 第 6 号様式別表 5 の 2 の 3（資本金等の額に関する計算書）

署名  
関与税理士

(電話)

※処理事項	発信年月日 通信目付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	----	------	-----------	------	------

令和 年 月 日 受付印

法人番号

この申告の基礎となる修正・再更正の決定による。

申告年月日

所在地 (ふりがな) 代表者氏名 (ふりがな) 経理責任者氏名

期末現在の資本金の額 (解散日現在の額) 事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額) 資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

法人名 (ふりがな) 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 期末現在の資本金等の額

法人区分 イに掲げる法人

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

摘要	課税標準	税率(100)	税額	(使途秘密金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
所得金額総額 (28-29)又は別表5(28)	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円	①
年400万円以下の金額 (29)		0.00	兆 十億 百万 千 円	②
年400万円を超え年800万円以下の金額 (30)		0.00	兆 十億 百万 千 円	③
年800万円を超える金額 (31)		0.00	兆 十億 百万 千 円	④
計 (29+30+31) (32)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑤
軽減税率不適用法人の金額 (33)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑥
付加価値額総額 (34)			兆 十億 百万 千 円	⑦
付加価値額 (35)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑧
資本金等の額総額 (36)			兆 十億 百万 千 円	⑨
資本金等の額 (37)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑩
収入金額総額 (38)			兆 十億 百万 千 円	⑪
収入金額 (39)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑫
合計事業税額 (32+35+37+39)又は(33+35+37+39) (40)			兆 十億 百万 千 円	⑬
事業税の特 定寄附金税額控除額 (41)			兆 十億 百万 千 円	⑭
差引事業税額 (40-41) (42)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑮
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (43)			兆 十億 百万 千 円	⑯
この申告により納付すべき事業税額 (43-44) (44)			兆 十億 百万 千 円	⑰
所得割 (47)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑱
資本割 (49)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑲
収入割 (50)		0.00	兆 十億 百万 千 円	⑲
⑯のうち見込納付額 (51)			兆 十億 百万 千 円	⑲
摘要	課税標準	税率(100)	税額	
所得割に係る特別法人事業税額 (53)	兆 十億 百万 千 円	0.00	兆 十億 百万 千 円	⑳
収入割に係る特別法人事業税額 (54)		0.00	兆 十億 百万 千 円	㉑
合計特別法人事業税額 (53+54) (55)			兆 十億 百万 千 円	㉒
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (56)	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円	㉓
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 (58)		0.00	兆 十億 百万 千 円	㉔
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (56-58) (59)		0.00	兆 十億 百万 千 円	㉕
差引 (60-61) (62)			兆 十億 百万 千 円	㉖
所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(34)) (63)			兆 十億 百万 千 円	㉗
加算 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 (64)			兆 十億 百万 千 円	㉘
減算 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (65)			兆 十億 百万 千 円	㉙
減算 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (66)			兆 十億 百万 千 円	㉚
減算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (67)			兆 十億 百万 千 円	㉛
仮計 (63+64+65-66-67) (68)			兆 十億 百万 千 円	㉜
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (69)			兆 十億 百万 千 円	㉝
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)) (70)			兆 十億 百万 千 円	㉞
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (71)			兆 十億 百万 千 円	㉟
還付請求中間納付額 (72)			兆 十億 百万 千 円	㊱
資本金の額(外貨)	資本準備金の額(外貨)	資本剰余金の額(外貨)	前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

(事業税)

(特別法人事業税)

署名  
関与税理士

(電話)

受付印 令和 年 月 日 法人番号 法人税の令和 年 月 日 申告年月日 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Table with columns for 摘要, 課税標準, 税率, 税額, and 税額. Rows include 所得割, 付加価値割, 資本割, 収入割, 合計事業税額, and 特別法人事業税.

署名

電話

受付印 令和 年 月 日 法人番号 法人税の令和 年 月 日 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率(100), 税額, (使途秘匿金税額等) ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿. Rows include: 所得金額総額, 付加価値額, 収入金額, 合計事業税額, etc.

署 名

(電話)

イに掲げる法人

(特別法人事業税)

(事業税)

事業年度		法人名																					
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦⑦	兆	十億	百万	千	円	00												
所得割	⑥④	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥⑤	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑦× /100)	⑦⑧	兆	十億	百万	千	円	00
資本割	⑥⑥	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑥⑦	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦⑨	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑨× /100)	⑧①	兆	十億	百万	千	円	00												
所得割	⑥⑧	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥⑨	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧②	兆	十億	百万	千	円	00
資本割	⑦①	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑦②	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧②× /100)	⑧③	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧④	兆	十億	百万	千	円	00												
				同上に対する特別法人事業税額 (⑧④× /100)	⑧⑤	兆	十億	百万	千	円	00												
資本割	⑦③	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑦④	兆	十億	百万	千	円	00	合計特別法人事業税額 (⑦⑧+⑧①+⑧②+⑧④)	⑧⑥	兆	十億	百万	千	円	00
⑩のうち見込納付額	⑦⑤	兆	十億	百万	千	円	00	差引	⑦⑥	兆	十億	百万	千	円	00	仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧⑦	兆	十億	百万	千	円	00
				差引特別法人事業税額 (⑧⑥-⑧⑦)	⑧⑧	兆	十億	百万	千	円	00												
				既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑧⑨	兆	十億	百万	千	円	00												
				租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑨①	兆	十億	百万	千	円	00												
				この申告により納付すべき特別法人事業税額 (⑧⑦-⑧⑧-⑧⑨)	⑨②	兆	十億	百万	千	円	00												
				⑩のうち見込納付額	⑨③	兆	十億	百万	千	円	00												
				差引 (⑨②-⑨③)	⑨④	兆	十億	百万	千	円	00												

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人番号				
事 業 年 度	令和 年	令和 年	月	日から 日まで

法人名

## 付加価値額及び資本金等の額の計算書

(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)  
第1号  
第3号  
第4号

### 1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3②、 同表④、同表⑤、同表⑥若しくは同表⑦	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、同表④若しくは 同表⑤又は別表5の2の4⑩	⑮		
単年度損益 第6号様式⑧又は別表5⑭	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$	⑦	%	$\frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} 5,000 \text{億円以下の金額}}{5,000 \text{億円以下の金額}} \times 100$	⑱			
雇除額 ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} 1 \text{兆円以下の金額}}{1 \text{兆円以下の金額}} \times 25$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3⑮	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑	人		
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒			
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業員数	㉓			
			計 ㉑+㉒+㉓	㉔			
			課税標準となる資本金等の額 ⑮又は⑮ $\times$ ㉔/㉒、⑮ $\times$ ㉔/㉓若しくは⑮ $\times$ ㉔/㉔	㉕	兆 十億 百万 千 円		

第六号様式別表五の二 (提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) (別紙十二)

### 2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ⑳	当期中の減少額 ㉑	当期中の増加額 ㉒	差引期末現在の金額 ㉓ (㉒-㉑+㉓)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額	3			
期中に金額の増減があ った場合の理由等				

給与等の支給額が増加した場合の  
付加価値額の控除に関する明細書  
（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙十六」

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人		
継続雇用者給与等支給増加割合の計算				
継続雇用者給与等支給額 (34の1)	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④ - ⑤ (マイナスの場合は0)	⑥ 円
継続雇用者比較給与等支給額 (34の2)又は(34の3)	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥ / ⑤ (⑤ = 0の場合は0)	⑦
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算				
雇用者給与等支給額 ⑱	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑳	⑫ 円
比較雇用者給与等支給額 ㉔	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ㉑	⑬
雇用者給与等支給増加額 ⑧ - ⑨ (マイナスの場合は0)	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑫ - ⑬ (マイナスの場合は0)	⑭
雇用者給与等支給増加割合 ⑩ / ⑨ (⑨ = 0の場合は0)	⑪		控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑭のうち少ない金額)	⑮
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算				
国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑯	⑬	円	⑯のうち雇用安定助成金額 ⑮	⑰ 円
⑯の給与等に充てるため他の 者から支払を受ける金額 ⑰	⑭	円	雇用者給与等支給額 ⑮ - ⑰ (マイナスの場合は0)	⑱ 円
⑱	⑲	円	調整雇用者給与等支給額 ⑮ - ⑰ (マイナスの場合は0)	⑳ 円
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算				
前事業年度 ㉑	国内雇用者に対する 給与等の支給額 ㉒	円	㉒の給与等に充てるため他の 者から支払を受ける金額 ㉓	㉔ 円
：	：	円	㉓のうち雇用安定助成金額 ㉕	㉖ 円
：	：	円	適用年度の月数 ㉗の前事業年度の月数 ㉘	㉙
比較雇用者給与等支給額 (㉒ - ㉓ + ㉔) × ㉘ (マイナスの場合は0)				㉚ 円
調整比較雇用者給与等支給額 (㉒ - ㉓) × ㉘ (マイナスの場合は0)				㉛ 円
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度		継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度
		1		2
		3		4
事業年度等 ㉜	：		：	
継続雇用者に対する給与等の支給額 ㉝	円		円	
同上の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額 ㉞				
同上のうち雇用安定助成金額 ㉟				
差引 ㉝ - ㉞ + ㉟ ㊱				
適用年度の月数 (㉜の3)の月数 ㊲				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者 比較給与等支給額 ㊱又は(㊱×㊲) ㊳			円	
労働者派遣等をした法人の計算				
報酬給与額 別表5の3㊴ ㊵	円		㊵と(㊵×75%)のうち少ない金額 ㊶ 円	
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3㊷ ㊸			控除対象額 ⑮ × ㊵ / (㊵ + ㊶) ㊹ 円	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3㊺ ㊻				
事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算				
⑫のうち所得等課税事業に係る額 又は⑫ × ④ / ④ ㊼	円		国内における所得等課税 事業に係る期末の従業者数 ㊽ 人	
⑫のうち収入金額等課税事業に 係る額又は⑫ × ⑤ / ⑤ ㊾			国内における収入金額等課税 事業に係る期末の従業者数 ㊿ 人	
⑫のうち特定ガス供給業に係る額 又は⑫ × ⑥ / ⑥ ㋀			国内における特定ガス供給 業に係る期末の従業者数 ㋁ 人	
控除対象額 ⑮ × ④ / ④、㊸ × ④ / ④、⑮ × ⑤ / ⑤、 ㊹ × ⑤ / ⑤、⑮ × ⑥ / ⑥又は㊸ × ⑥ / ⑥ ㋂			国内における事務所又は 事業所の期末の従業者数 ㋃ 人	
付加価値額から控除する額の計算				
報酬給与額 別表5の2① ㋄	円		雇用安定控除調整率 (㋄ - ㋅) / ㋄ ㋆	
雇用安定控除額 別表5の2② ㋇			付加価値額からの控除額 ⑮ × ㋆、㊸ × ㋆又は㋂ × ㋆ ㋈ 円	

収入金額に関する計算書  
第2号  
 第3号に掲げる事業  
 第4号  
 (法第72条の2第1項)

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙十八」

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額		摘要	金額
収入金額の総額			円
		計	①
控除される金額			
		計	②
差引計		①-②	③
法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)			④
法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)			⑤
法附則第9条第10項の規定による控除額			⑥
法附則第9条第19項の規定による控除額			⑦
法附則第9条第20項の規定による控除額			⑧
法附則第9条第21項の規定による控除額			⑨
法附則第9条第22項の規定による控除額			⑩
法附則第9条第23項の規定による控除額			⑪
法附則第9条第25項の規定による控除額			⑫
計		③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫	⑬

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名	法人番号				
	事業年度	令和 令和	年	月	日から 日まで

所得金額に関する計算書 (法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)  
第1号  
第3号  
第4号

所得金額の計算			非課税所得の区分計算		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	①	兆 十億 百万 千 円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③⑥
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②	外国の事業に帰属する所得	期末の総従業者数	③⑦
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③		外国から生ずる事業所得 (15+9)×36/37	③⑧
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④		鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③⑨
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤		生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	④⑩
減算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥	外国の事業に帰属する所得	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④①
	小計	⑦		鉱物の掘採事業の所得 ③⑨×④①/④⑩	④②
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧		備考	
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨				
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩				
特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑪				
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫				
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬				
小計	⑭				
仮計	⑮	①+⑦-⑭			
外国の事業に帰属する所得	⑯				
再仮計	⑰	⑮-⑯			
非課税等所得	林業に係る所得	⑱			
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲			
	社会保険等に係る医療の所得	⑳			
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑			
小計	㉒				
所得金額差引計	㉓	⑰-㉒			
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額	㉔				
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉕				
所得金額再差引計	㉖	㉓-㉔-㉕			
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉗				
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉘				
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉙				
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉚				
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉛				
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉜				
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉝				
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額	㉞				
合計	㉟	㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛+㉜-㉝-㉞			

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) [別紙一の十二]

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人番号				
事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

法人名				
-----	--	--	--	--

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②		期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆 十億 百万 千 円	特定内国法人	
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-⑩/同表⑤)	⑬ %
差引 ⑤-⑥	⑦		非課税事業を併せて行う法人	
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑫/同表⑫)	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数	⑭
再差引 ⑦-⑧	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	⑮
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪			
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫			

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係			法附則第9条第1項関係		
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑲	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭		法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳	
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮		法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係		
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯		月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑯-⑲)	㉑	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑰		課税標準の特例に係る控除割合	㉒	
資本準備金の額	⑱		未収金の帳簿価額	㉓	円
仮計 ⑰+⑱	㉒		総資産価額	㉔	
⑰と㉒のいずれか大きい額	㉓		課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉒)又は (㉑×㉓/㉔)	㉕	兆 十億 百万 千 円
			法附則第9条第24項又は第26項関係		
			資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓	㉖	兆 十億 百万 千 円
			政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉗	
			法附則第9条第24項又は第26項に係る額 (㉖-㉗)又は (㉖-㉗×1/2)	㉘	

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉑
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉓		期末の総従業員数	㉒
差引 ⑳-㉓	㉔		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉑/㉒	㉕		国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉖
控除額計 ㉓+㉕	㉗		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉒